

青森県報

第二千三百三十七号

平成十五年二月十七日(月曜日)

目次

告示

市町村の区域を超える農業協同組合の合併に係る地域の指 定……………	(団体経営課) ……	一
種畜の臨時検査の施行……………	(畜産課) ……	一
保安林の指定……………	(林政課) ……	二
右 同……………	(同) ……	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可……………	(漁港漁場整備課) ……	二
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	三
公 告……………		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(人事課) ……	四
肥料登録の有効期間の更新……………	(農林水産政策課) ……	五
開発行為に関する工事の完了……………	(建築住宅課) ……	五

告示

青森県告示第八十五号

青森県農業協同組合併助成条例(昭和四十五年十二月青森県条例第六十六号)第二十一条第二項第二号ただし書の規定により、市町村の区域を超える農業協同組合の合併

に係る地域として三戸郡三戸町、同郡名川町及び同郡南部町の区域を指定する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木村守男

青森県告示第八十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和二十五年農林省令第九十六号)第二条第二項の規定により公表する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木村守男

一 検査家畜の種類

種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する馬

二 検査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成一五・三・五	三戸郡五戸町字下長下九八 三浦牧場
〃	三戸郡南郷村大字市野沢字違折三の七 佐々木隆基 畜舎

青森県告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

上北郡東北町字乙供山一三三の一・一三三の四から一三三の六まで（以上四筆）
について次の図に示す部分に限る。（五の二、六の二、一三三の二、一三三の七、字北膳前三三の七）

二 保安林指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林の所在場所

上北郡東北町字乙供山一三三の一・一三三の四から一三三の六まで（以上四筆）
について次の図に示す部分に限る。（五の二、六の二、一三三の二、一三三の七、字北膳前三三の七）

二 保安林指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に

係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。〔

青森県告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

北津軽郡市浦村大字十三字土佐一の八〇、一の八一、一の二九九、一の三七五

二 保安林指定の目的

魚つき

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び市浦村役場に備え置いて縦覧に供する。〔

青森県告示第八十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十一

年十二月二十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年二月七日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。
 なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで脇野沢村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

下北郡脇野沢村大字脇野沢字寄浪一四番から二五番三に至る地先公有水面

2 区域

次の地点からの地点までを順次に直線で結んだ線及びの地点との地

点とを結ぶ春分・秋分の日満潮位(TPプラス〇・四一〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 下北郡脇野沢村大字脇野沢字新井田内に設置された「四等三角点牛ノ首」(北緯四一度〇七分四秒、東経一四〇度四八分五七秒)から

二四一度二九分五秒四七一・六六〇メートルの地点

の地点 地点から二二一度〇八分四五秒二五・〇〇一メートルの地点

の地点 地点から三一一度三〇分三八秒三〇・一五九メートルの地点

の地点 地点から二二一度三〇分三八秒六五・〇〇〇メートルの地点

の地点 地点から三一一度三〇分三八秒一一〇・八八七メートルの地点

3 面積

六、一七二・六四平方メートル

青森県告示第九十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年三月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

1	図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後	前	後			
				三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	九・〇〇メートル	六・五〇メートル	四二二・〇〇メートル		
				三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	七四・〇〇メートル	二二・〇〇メートル	四一三・〇〇メートル		
				三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	一四・〇〇メートル	七・〇〇メートル	一六二・〇〇メートル		
				三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	一四・〇〇メートル	七・〇〇メートル	一六二・〇〇メートル		
				三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	三戸郡新郷村大字戸来字戸来嶽三七の四から	四〇・五〇メートル	一八・五〇メートル	一四八・五〇メートル		

3			2						国 道 四五四号					
三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢五五の一まで			三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢五五の一まで						三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字西ノ沢五五の一まで					
三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字家ノ向八九の一まで			三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字家ノ向八九の一まで						三戸郡五戸町大字扇田字寺沢前四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字家ノ向八九の一まで					
後			後		前		後		前		後		前	
三〇・〇〇メートルから 三二・〇〇メートルまで			一八・〇〇メートルから 一八・〇〇メートルまで		一八・〇〇メートルから 一八・〇〇メートルまで		五四・〇〇メートルから 五四・〇〇メートルまで		一〇・六〇メートルから 一〇・五〇メートルまで		二四・〇〇メートルから 二四・〇〇メートルまで		四五・七〇メートルから 四五・五〇メートルまで	
九七五・〇〇メートル			五八五・〇〇メートル		五八五・〇〇メートル		一、〇九〇・二九メートル		一、〇八六・〇〇メートル		五八八・〇〇メートル		六三九・〇〇メートル	

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、
同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木村守男

一 特定役務の名称及び数量

共済組合掛金等計算システム開発業務一式
二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部人事課

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
平成十五年二月三日

五 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額
三千二百九十七万円

七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成十五年二月六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

登録番号 青森県第 二〇八号	肥料の種類 炭酸カルシ ウム肥料	肥料の名称 五三・〇 炭酸カルシ	保証成分量 (パーセント) アルカリ分 五三・〇	その他の規 格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 八戸炭酸カル シウム工業株
----------------------	------------------------	------------------------	-----------------------------------	----------------------------	---

ウム肥料

株式会社
三戸郡階上町
大字角柄折字
柳平二八の六

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律
第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年二月十七日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域（工区）に含まれる地域の 名称 南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森五 九の一六	開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称) 弘前市大字宮園四丁目二〇の一 幸山享治
---	--

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭